

第3 消防用設備等の設置単位

1 火対象物に係る消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

(1) 棟とは、原則として独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

(2) 本基準に適合する場合は、原則として政令別表第1の適用にあたって別の防火対象物として扱うものであること。

2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

(1) 建築物と建築物が階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合

※ (1) の規定が適用されるものについても、開放廊下を除き、次により指導すること。

① 建築物の両端の接続部分には防火設備を設けること。

② 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとすること。

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の特定主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。ただし、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は、この限りでない。

※ 建築物相互間の距離は、次によること。

① 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離によること。

② 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離によること。

③ 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。

(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。

次の(イ)において同じ。）については、次のa又はbによること。

a 耐火構造又は防火構造で造られていること。

b a以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造のほかその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

※ スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は、政令第12条第2項の基準の例によること。

(イ) 前(ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4m²以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあっては、この限りでない。

a ただし書きの適用にあたって、建築物相互間の距離が3m以上で渡り廊下が準不燃材料で造られたものにあっては、開口部面積を問わないことができるものであること。

b 面積4m²以内の開口部とは、第3-1図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計が4m²以下のものをいうものであること。

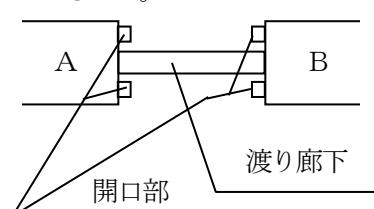
(ウ) 渡り廊下については、次のa又はbによること。

a 吹き抜け等の開放式で、建築物との接続部には防火設備が設けられていること。

開放式の渡り廊下は、次のいずれかに適合するものであること。

(a) 建築物相互間の距離が1m以上であり、かつ、廊下の両側の上部が天井高の1/2又は1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。

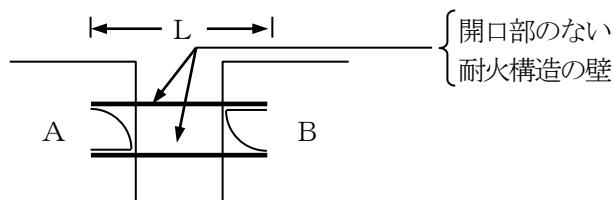
第3-1図



- (b) 建築物相互間の距離が1m以上であり、かつ、廊下の片側の上部が天井高の1/2又は1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ廊下の中央部に火災及び煙の伝送を有効にさえぎる構造のたれ壁を設けたもの。
- b a以外のものについては、次の(a)から(d)までに適合するものであること。
- (a) 建築物相互間の距離が1m以上であること。
- (b) 建基政令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
- (c) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計はいずれも4m²以下であり、当該部分は防火設備で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。
- ※ 防火設備がシャッターである場合は、当該シャッターに近接して建基政令第112条第19項第2号で定める防火戸を設けること。
- (d) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあっては、この限りでない。
- a' 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1m²以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあっては、渡り廊下の幅員の1/3以上の幅で長さ1m以上のもの、外壁に設けるものにあっては、その両側に渡り廊下の1/3以上の長さで高さ1m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有すること。
- ※① 渡り廊下の天井面に設ける自然排煙口の幅は、廊下の幅員となるように指導すること。
 ② 渡り廊下の外壁面に設ける自然排煙口の位置は、天井面から1.5m以内とすること。
- b' 機械排煙設備にあっては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排出することができるものであり、電気で作動するものにあっては非常電源が附置されていること。
- ※① 機械排煙設備は、次の減圧方式又は加圧方式とすること。
- ⑦ 減圧方式は、排煙風量が1秒間に6m³以上の能力を有するものとし、排煙口の大きさは、廊下幅員の幅で長さ10cm以上とすること。
 ① 加圧方式は、水柱圧力が2mm以上の能力を有するものとすること。
 ② 排煙設備の非常電源は、第3章第2節第2「非常電源」の基準の例によること。
- なお、この場合非常電源の種別は省令第12条第4号かつこ書きの規定を適用しないことができるものであること。
- (2) 建築物と建築物が地下連絡路(天井部分が直接外気に常時開放されているもの(いわゆるドライエリア形式のもの)を除く。以下同じ。)で接続されている場合で、次のア又はイに適合する場合
- なお、天井部分が直接外気に常時開放されているものとは、当該連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該連絡路の天井の長さがおおむね2mにわたって幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。
- また、側壁部分が開放されているものは、前(1)の開放式の渡り廊下の基準によるものであること。
- ア 連絡路の長さが20m未満の場合は、次の(ア)から(ク)までに適合するものであること。
- (ア) 接続される建築物又はその部分(地下連絡路が接続されている階の部分をいう。)の特定主要構造部は、耐火構造であること。
- (イ) 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。
- (ウ) 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
- (エ) 地下連絡路の長さ(地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。)は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。
- a 第3-2図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。
- b スプリンクラー設備等を設けた場合であっても連絡路の長さはできるだけ2m以上とすること。
- (オ) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は

壁で区画されていること。

- (カ) 前(オ)の出入口の開口部の面積は 4 m^2 以下であること。
- (キ) (オ)の出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。



第3-2図

- (ク) 地下連絡路には、(1)、ウ、(ウ)、b、(d)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。
- イ 連絡路の長さが 20 m 以上の場合は、前ア、(ア)、(イ)、(ウ)及び(オ)並びに次の(ア)及び(イ)に適合するものであること。
 - (ア) 地下連絡路の幅員は 6 m 未満であること。
 - (イ) 接続部には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。
- (3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合
 - ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部(接続される建築物内に設けられるもので 2 m^2 以下のものに限る。)を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
 - イ 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。
 - ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが 20 m を超える場合にあっては、この限りでない。
 - エ アの点検のための開口部(建築物内に設けられているものに限る。)には、防火設備(開口部の面積が 2 m^2 以上のものにあっては、自動閉鎖装置付きのものに限る。)が設けられていること。
 - オ アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。

3 前2によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

- (1) 建築物と建築物が固定的な構造でない雨どいを共有する場合又は屋根が交差している場合
- (2) 建築物と建築物が地下コンコース、公用地下道(地下街の地下道を除く。)を介して接続しているもので、次のアからウまでに適合する場合
 - ア 接続する部分の一の開口部の面積は、おおむね 20 m^2 以下であること。ただし、当該開口部の直近が、外気に有効に開放されている場合にあっては、この限りでない。
 - イ 前アの開口部には、特定防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。
 - ウ 前イの防火戸が防火シャッターである場合は、直近に建基政令第112条第19項第2号に定める防火戸が設けられていること。ただし、当該シャッターが2段降下方式等避難上支障がない場合を除く。

4 既存防火対象物の取り扱い

- 既存防火対象物(昭和50年3月31日現に接続されているものをいう。)が相互に地下連絡路(公用のものを除く。)又は渡り廊下(以下「連絡路等」という。)で接続されている場合で、延焼防止上有効な状態にあるものは、次のいずれかにより取り扱うことができるものであること。
 - (1) 昭和50年3月31日までにおいて連絡路等の位置、構造、設備その他の条件を付して別の防火対象物として取り扱ったもので、当該条件を維持しているものは、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。
 - (2) 連絡路等の構造が2、(2)、アの各号((カ)を除く。)に適合する場合は、同(カ)号中「 4 m^2 」とあるのを「 8 m^2 」に読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。
 - (3) 連絡路等の構造が2、(2)、アの各号((カ)及び(ク)を除く。)に適合し、かつ、連絡路等の長さが 10 m

以上である場合は、同（力）号中「4 m²」とあるのを「8 m²」と読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

5 その他

防火対象物の接続がその特殊性から前2又は前3に掲げる方法によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上から同一の防火対象物として扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。